

料金後納
郵便

日頃よりNOSAI事業にご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。この度、継続更改日が近づいてまいりましたので、お知らせします。現在のご契約は、「自動継続特約」が付帯されており、内容変更・中止、農機具共済加入資格（裏面参照）に変更の申し出がない場合には、下記の内容で契約が継続されます。

自動継続特約期間	～	継続更改	回目	申出期限
現証券番号	現共済責任期間	共済金額 (万円)		共済掛金等 (円)

継続内容

農機具番号	種類	機種名 名銘柄・型式	購入年月 車体番号	付属装置	特約 約定割合	新調達 価額 (万円)	中古購入 価額 ^{※1} (万円)	時価額 (万円)	共済 金額 (万円)	共済掛金等 ^{※2} (円)	管理 有無	格納場所 備考

- ※1 新規購入の場合は、中古購入価額は空白になります。
- ※2 新共済責任開始までに共済金の支払いがある場合は、掛金が上昇することがあります。

農機具共済自動継続のご案内



重要

両面開きタイプのハガキです。両側をゆっくり開封して下さい。ご案内は内側にあります。

ご加入ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
証券に記載された内容とお申込み内容が異なる場合は、
当組合までご連絡ください。

組合員資格の確認について

農機具共済の自動継続に際し、組合員資格（加入資格）の確認をお願いします。（組合員資格（加入資格）とは、「組合の区域に住所を有し、農機具を所有し農業に従事する者」と規定されています。）

- ①収入保険に加入している。
- ②水稲・麦を栽培している。
- ③養畜・養鶏・養蚕等を営んでいる。
- ④果樹作物を栽培している。
- ⑤畑作物（花卉を含む）を栽培している。
- ⑥園芸施設（ガラス室・ビニールハウス等）で、果樹・畑作物等を栽培している。
- ⑦露地野菜及び上記以外の作物を栽培している。
- ⑧他の団体等（農業法人など）で、農業に従事している。

※上記に該当する方が管理責任を負って管理している農機具は農機具共済に加入できます。
※ご不明な点などありましたら、最寄りの農業共済組合までお問合せください。

お問い合わせは

- | | | | |
|-------|------------------|--------|------------------|
| 西条支所 | TEL(0897)55-2955 | 宇摩出張所 | TEL(0896)75-1231 |
| 今治支所 | TEL(0898)31-2800 | 周桑出張所 | TEL(0898)64-2055 |
| 松山支所 | TEL(089)941-4623 | 上浮穴出張所 | TEL(0892)21-0442 |
| 伊予支所 | TEL(089)982-0534 | 喜多出張所 | TEL(0893)23-3222 |
| 西予支所 | TEL(0894)62-2123 | 八幡浜出張所 | TEL(0894)22-1449 |
| 宇和島支所 | TEL(0895)49-5550 | 南宇和出張所 | TEL(0895)72-0201 |
| 本所 | TEL(089)941-8135 | | |

北がほ郵便

